

**「刑法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議**  
**(平成13年第153回国会・抄)**

(衆議院法務委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 2 本法が四輪以上の自動車の運転者を対象としていることについては、今後の事故の実態を踏まえ、自動二輪車の運転者をも本法の対象とする必要性がないかを引き続き検討すること。

(参議院法務委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 2 本法が四輪以上の自動車の運転者に対象を限定していることについては、自動二輪車による事故の実態を踏まえて、その運転者をも本法の対象とする必要性につき引き続き検討すること。

(注) 原文は、縦書き。